

○国土交通省告示第二百九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和二年三月十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」・岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ケ洞地内から同町町方字城ケ屋敷地内まで、同町新張字宮ノ上地内から同町新張字林ノ下地内まで及び同町新張字ホウショ地内から同市松本町地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 岐阜県高山市丹生川町町方字城ケ屋敷、新張字宮ノ上、字コウト洞日面、字コウド洞、字鷹ケ坂、字コウト野、字岩井、字林坂、字林ノ下及び字ホウショ並びに松本町地内
- 2 使用の部分 岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ケ洞及び字大ユケ洞、町方字大神子洞、字城ケ屋敷及び字小神子ケ洞、新張字宮ノ上、字コウト洞日面、字コウド洞、字鷹ケ坂、字コウト野、字岩井及び字林ノ下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）は、岐阜県高山市丹生川町坊方字宮ノ前地内の丹生川インターチェンジ（仮称）から同市上切町地内の高山インターチェンジまでの延長9.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う附帯工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う施工ヤードの設置工事等は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであるが、本件区間は同法第13条第1項の指定区間外の区間であるところ、起業者である国土交通大臣は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行しており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道158号「中部縦貫自動車道」（以下「本路線」という。）は、長野県松本市を起点とし、福井県福井市に至る延長約160kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する高山市は、ほうれんそう、トマト等の高冷地野菜の生産が盛んな地域であり、収穫された農産物は、本件区間に対応する主要幹線道路である一般国道158号の一般道路部分（以下「現道」という。）、一部供用済みの本路線等を利用して関西、中部方面などへ出荷されている。また、同市は家具等の製造を中心とした木工業が盛んな地域でもあり、製造された木工製品は、現道、一部供用済みの本路線等を利用して関西、関東方面などへ出荷されている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない箇所が複数存在するほか、冬期においては、積雪によって同令に定める道路幅員が確保できないことから、除雪作業等に伴う通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、東海北陸自動車道と連絡することで、中部圏における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、通行止め時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である岐阜県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議

決定)等に基づき、平成4年1月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和元年11月に、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働にかかる騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、防音パネル、防音シートの設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカワシンジュガイ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているギフチョウ等、準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下単に「重要な種」という。)が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルバウマノスズクサ、準絶滅危惧として掲載されているミチノクフクジュソウ、サクラソウ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、カモシカについては、道路内に侵入する可能性があることから、専門家の指導助言を受け、侵入防止柵を設置することとしている。サクラソウについては、生育環境が改変されるおそれがあることから、モニタリング調査を継続し、必要に応じて移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が18か所存在するが、このうち12か所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る6か所についても岐阜県と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成4年1月17日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、中部圏における広域的な高速交通ネットワークの形成により物流の効率化等が図られるとともに、現道は線形不良区間が存在するほか、除雪作業等に伴う通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岐阜県高山市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ケ洞及び字大ユケ洞、町方字大神子洞、字城ケ屋敷及び字小神子ケ洞、新張字ハウシヨ並びに松本町地内